

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局より、説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、地区担当委員の柏崎光一推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推3番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、12月17日に大野忠司委員と現地調査しましたので、その状況を報告いたします。</p> <p>申請地は、大字上赤工字貝ヶ瀬地内にある畑4筆、1,832㎡です。</p> <p>農地の現況は、保全管理されております。</p> <p>譲受人は、申請地を取得し農業経営を開始するために申請されるということです。</p> <p>譲受人からは申請地における作付け計画書が提出されており、ジャガイモやネギ、ナス、ダイコンなどの露地野菜を作付けするということです。</p> <p>また、通作については、徒歩1分以内の場所ということです。</p> <p>以上のことから、現地調査を行ったところでは、譲受人への所有権移転については、適当であると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況につきましては、柏崎光一推進委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は市内在住であり、このたび自宅に隣接する農地にて、農業経営を開始したく申請するものでございます。</p> <p>譲受人の農作業の経験については、20年の経験があります。</p> <p>譲受人からはジャガイモやネギ、ナス、ダイコンなどの作付け計画が提</p>

出されております。

また、通作に関してですが、徒歩1分以内ですので問題はありません。こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。申請年月日は、令和7年12月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する5つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございませぬ。

2つ目、農作業機械については、耕運機1台、草刈り機等を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた大野忠司委員、何かございますか。

1番

特にございませぬ。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。

地区担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

推8番

申請地にある大きな石は何ですか。

事務局

井戸です。

2番

申請人の住前地はどこですか。

事務局

都内です。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものいたします。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、地区担当推進委員の須田重雄推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推6番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、12月16日に大河原佐智子委員と現地調査しましたので、その状況を報告いたします。

申請地は、大字永田字中丸地内にある畑2筆、265㎡です。

譲受人は、申請地を取得し農業経営を開始するために申請されるということです。

農地の現況は、保全管理されております。

譲受人からは申請地における作付け計画書が提出されており、ジャガイモやネギ、白菜などの露地野菜を作付けするということです。

また、通作については、自動車で数分程度ということです。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、譲受人への所有権移転については、適当であると考えます。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、須田重雄推進委員の説明のとおりです。

譲受人は市内在住であり、このたび農地耕作地取得のため、申請地を譲り受けたく申請するものでございます。

譲受人の農作業の経験については、75年の経験があります。

譲受人からはジャガイモやネギ、白菜などの作付け計画が提出されております。

また、通作に関してですが、自動車で数分程度ですので問題はありません。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和7年12月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する5つについてご説明します。

	<p>1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。</p> <p>2つ目、農作業機械については、農作業機械については耕運機1台、草刈り機3台を所有しております。</p> <p>3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。</p> <p>4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。</p> <p>5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。</p> <p>補足説明は以上です。</p>
議長	<p>同行して調査していただいた大河原佐智子委員、何かございますか。</p>
3番	<p>特にございません。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。</p> <p>地区担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
8番	<p>申請人の年齢が、かなり高齢ですが、将来的な農地の管理について教えてください。</p>
事務局	<p>申請人の子が管理を引き継ぐことになっております。</p>
1番	<p>申請人1人で農地を耕作するのですか。</p>
事務局	<p>親子2人で耕作します。</p>
1番	<p>当該農地は鳥獣被害が出ると思いますが、対策はどのようなものでしょうか。</p>
事務局	<p>申請者には、適切に指導していきます。</p>
推3番	<p>申請地東側にある道路は、私道でしょうか。</p>
事務局	<p>私道です。</p>
推3番	<p>同意書は取っているのでしょうか。</p>

事務局	同意書は取られておりませんが親戚関係にあります。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局より、説明をお願いします。
事務局長	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、地区担当委員の伊東裕彰推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推8番	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請整理番号5-1について、12月18日、江原良弘委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は大字前ヶ貫字登り戸地内にある畑1筆、456㎡です。 農地の現況は、保全管理されております。 また、この転用による周辺農地への影響ですが、特段無いと考えられます。 以上、現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えます。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。  
現地の状況については伊東裕彰推進委員の説明のとおりです。  
申請人は、市内にて不動産業を行っている法人です。

申請地は市街化調整区域ですが、既存住宅団地内にあり、市街化区域に近接していて駅まで車で数分の場所にあります。また、公共下水道が整備されており、近所にはスーパー、小中学校、病院、公園などもある場所になります。

申請人は、大きめな区画で余裕を持った敷地に住宅、駐車スペース等を建築し販売することをコンセプトに営業しており、また、近接する地区には申請人が建築した住宅が間近にあることで販売を開始すると早めに契約が進む地区ともなっており、この地区で複数棟の住宅を建てられる場所を探していたところ、今回の土地の取引についての話がまとまり申請することといたしました。

土地の利用計画については、申請地は高低差がある土地で、擁壁を要する大規模な造成工事が必要となり、近隣の住宅に影響のない法面も併用した分譲地を計画するため有効面積が減ります。申請地の農地を含めることにより建築に適した成型の分譲地が4区画できるため、併せて購入し住宅を建築したく申請するものです。

申請年月日は、令和7年12月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。  
農地区分は第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、造成費、建築費に対し、自己資金及び融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。  
補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、伊東裕彰推進委員の説明のとおりです。  
ただいまから質疑に入らせていただきます。

地区担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可するべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号農用地利用集積等促進計画（案）について審議いたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第3号農用地利用集積等促進計画（案）について説明いたします。

【議案書読み上げ】

なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局

それでは、議案第3号農用地利用集積等促進計画（案）について説明いたします。

借受人は、平成29年3月に「明日の農業担い手育成塾を卒業」し、同年4月から飯能市にて新規就農した方です。

経営作物としては、主に多品目の露地野菜や雑穀、麦、大豆です。

農法としては、自然農法です。

販路としては、個人宅への配送や、引き売り業者への卸しやマルシェでの販売です。

今回の設定は、農地中間管理事業により、新たに農地を設定し営農拡大するものです。

このような実績からも借受け希望者への農地の貸付は適切であると判断され、農用地利用集積等促進計画（案）が作成されております。

説明は以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ござ

議長	<p>いますか。</p> <p>【なしの声あり】</p> <p>無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でございますので、承認することといたします。</p> <p>続きまして、報告第1号農地法第2条1項の農地に該当しない旨の非農地通知について、報告第2号農地法第4条の規定による農業用施設の届出について、報告第3号農地法第4条の規定による農地転用届出について、報告第4号農地法第5条の規定による農地転用届出について、報告第5号農地法第18条の規定による合意解約、報告第6号農地利用状況調査に係る遊休農地判定（案）についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。</p>
議長	<p>【質問なし】</p> <p>なしとのことですので、次に、その他に移らせて頂きます。皆様より何かございますか。</p>
議長	<p>【なし】</p> <p>無ければ事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
議長	<p>【付議案件4「その他」に記載】</p> <p>以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。</p>
事務局	<p>閉会を大野職務代理から申し上げます。</p>
会長職務代理	<p>以上をもちまして、令和7年12月飯能市農業委員会総会を閉会します。</p>